

国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価委員会規程

平成31年 3 月13日

規程第 10 号

改正 令和 元年11月27日規程第101号

令和 5 年 2 月 8 日規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価規則（平成31年規則第24号）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価の方針、点検・評価項目及び評価指標の策定。
- (2) 内部質保証のうち、自ら行う点検及び評価の実施。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成。
- (4) その他自己点検・評価に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（評価担当）
 - (2) 副学長（総務・財務担当）
 - (3) 専攻長
- (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、副学長（評価担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、評価等に関する具体的事項を検討させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会についての必要事項は、委員会で定める。

(評価結果の報告)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果をとりまとめた報告書を作成し、速やかに学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、経営企画戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教育・研究評価室規程（平成25年規程第26号）及び国立大学法人鳴門教育大学教育・研究評価委員会規程（平成25年規程第27号）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。